

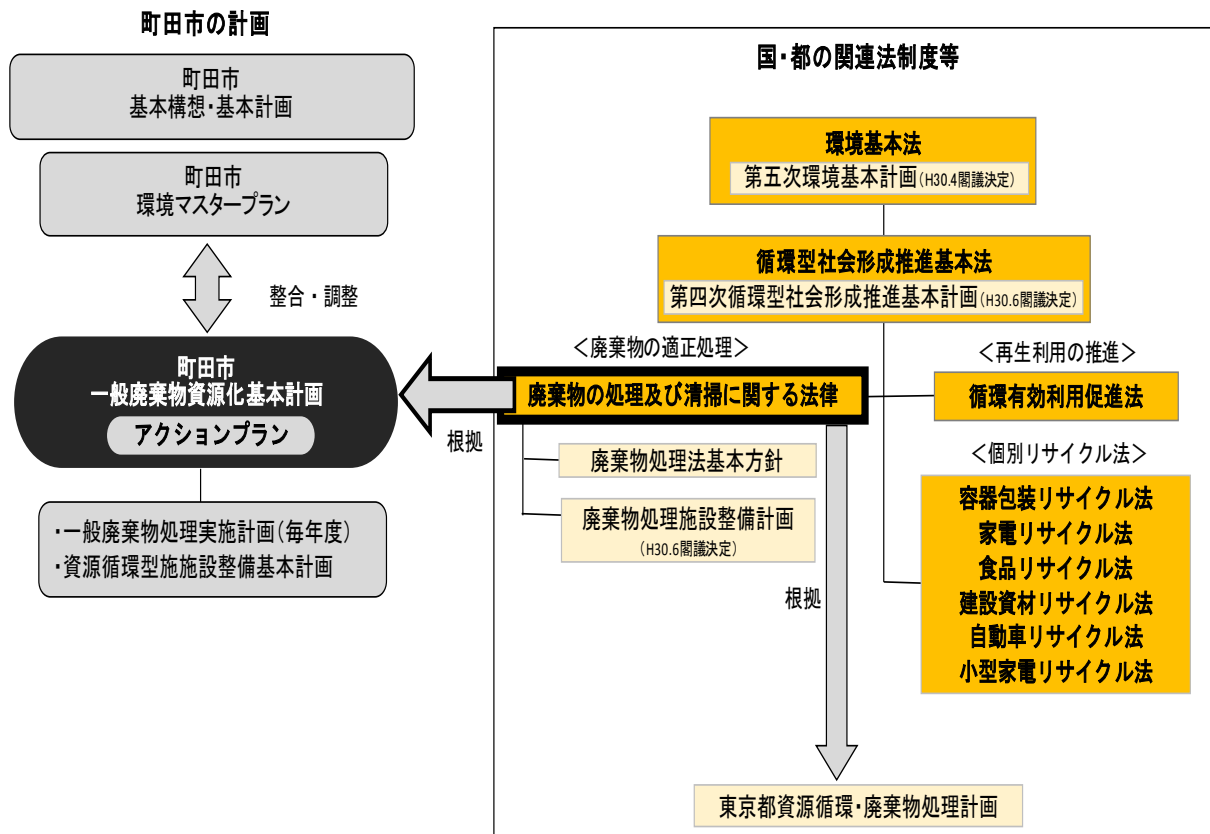
「(仮称)第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画」について

1 計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項」では、市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されており、次期計画は、本規定に基づき策定します。

国の関係法令や計画、東京都の計画を踏まえると共に、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」や「町田市環境マスタープラン」、現在策定中の「(仮称)まちだ未来づくりビジョン 2040」等関連計画とも整合を図ります。

図 1 基本計画の位置づけ



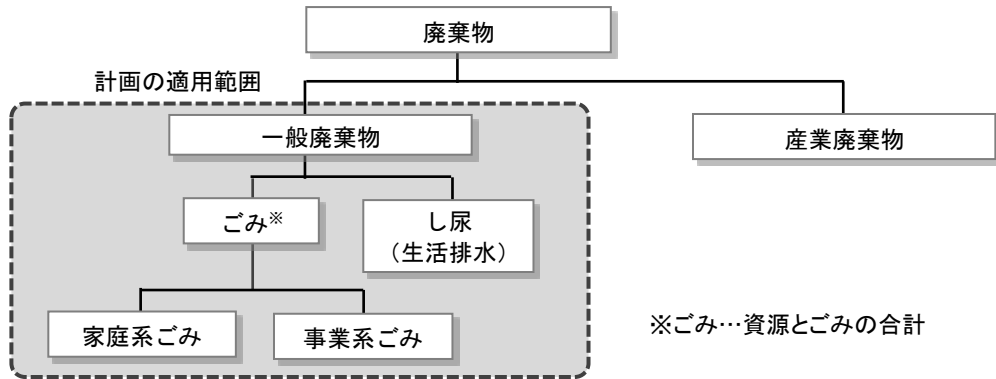
2 計画の対象・期間・構成

(1) 対象

次期計画の対象区域は、町田市の行政区域全域とします。

なお施策の効果的な実施にあたっては、関係法令やごみの適正処理等の観点から広域的な対応も視野に入れ、多摩地域をはじめ他市町村や関係機関等と連携・協力を図ります。

図2 一般廃棄物資源化計画の適用範囲



(2) 期間

次期計画は、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針(2016年9月)」に基づき、計画期間は2021年度から2030年度までの10年間とし、5年ごとに見直しを行います。

なお、バイオガス化施設稼働後のごみ量の変化や国・都における方針の転換など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うこととします。

図3 計画期間



(3) 計画に定める事項

次期計画では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項」規定に基づき、下記の事項を定めます。

- ① ごみの発生量及び処理量の見込み
- ② ごみの発生抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して処理するものとしたごみの種類及び分別区分
- ④ ごみの適正処理及びこれを実施するものに関する基本的事項
- ⑤ ごみ処理施設の整備に関する事項
- ⑥ その他ごみ処理に関し必要な事項

(4) アクションプランの策定

基本計画で掲げる全体目標の達成を目指し、基本方針に基づく具体的な取組を示したアクションプランを策定します。前期アクションプランの計画期間は2021年度から2025年度とします。